

✓ 要点解説

高年齢者雇用の実務

～再雇用社員を有効活用するための全チェックポイント～

アヴァンセ社会保険労務士事務所 平 義宏

◆法改正でさらに重要な課題に

政府は年金支給年齢の引き上げをにらみ、企業に65歳までの希望者全員の継続雇用を求める高年齢者雇用安定法改正案を通常国会に提出しました。本稿が出る頃には可決成立する見通しとなっています。また、社会保険のパートタイマーへの適用拡大も審議されており、円高や高い法人税率に苦しんでいる企業に対してさらなる負担を求めるものとなっています。わが国の高齢化は世界で類をみない速度で進み、日本の労働力人口は、今後急激に減少していくことが予想されます。このような状況において、高年齢者の活用は企業の大きな課題といえるでしょう。

本稿においては、高年齢者に能力を発揮してもらうための雇用管理だけでなく、企業の人件費負担を抑制するための公的給付・助成金の要点解説もしています。企業にとって厳しい内容の法改正ではありますが、本稿解説を高年齢者雇用の実務にお役立てください。

CONTENTS

- 1 「65歳雇用」義務化へ
- 2 高年齢者雇用の現状
- 3 改正高年齢者雇用安定法
 - ① 定年年齢の引き上げ
 - ② 定年制の廃止
 - ③ 継続雇用制度の導入
- 4 継続雇用対象者の選定基準
- 5 60歳以上社員の再雇用制度
- 6 再雇用社員の雇用形態
- 7 再雇用社員を有効活用する就業形態
- 8 再雇用社員の賃金設計
- 9 高年齢者が働きながらもらえる年金・給付金
 - (1) 在職老齢年金
 - (2) 高年齢雇用継続給付
 - (3) 高年齢雇用継続給付と在職老齢年金の併給調整
- 10 高年齢者雇いで利用できる助成金
 - (1) 特定求職者雇用開発助成金
 - (2) 高年齢者雇用開発特別奨励金
 - (3) 中小企業定年引上げ等奨励金
 - (4) 試行雇用奨励金
- 11 高年齢社員の能力を発揮させるには



平 義宏 (たいら よしひろ)

東京都生まれ。法政大学文学部卒業後、百貨店勤務・不動産関連公益法人職員を経て1997年社会保険労務士として独立。少数の会社の顧問から株式公開支援実務まで幅広く対応。労基署調査、ユニオン対策、問題社員対応を得意とし、助成金の申請にも豊富な実績あり。現在、弁護士との業務提携による労働問題ワンストップサービスを展開。

<http://www.y-taira.jp/new/index.html>

TEL : 03-5155-0342

E-mail : taira@herb.ocn.ne.jp